

議案第 55 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について大阪府後期高齢者医療
広域連合と協議することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年規約）を変更することについて、大阪府後期高齢者医療広域連合と協議することを同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

行政手続における特定の番号を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、大阪府後期高齢者医療広域連合と協議するにあたり、議会の議決を求めるものです。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年規約）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
項	関係市町村において行う事務	項	関係市町村において行う事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2	資格確認書等_____の引渡し	2	被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
3	資格確認書等_____の返還の受付	3	被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
(以下略)		(以下略)	
別表第2（第17条関係） (略)		別表第2（第17条関係） (略)	
備考		備考	
1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳_____に基づく満75歳以上の人口による。		1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。	
2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳_____に基づく人口による。		2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。	

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。